

政策の方向性

- Ⅰ これまでの国の保育政策は**待機児童問題への対応が主軸**。引き続き「新子育て安心プラン」等による保育需要への対策は実施。
 - Ⅰ 今後の人口減少社会において、**良質な保育を提供し続けることが大きな課題**。国としても保育政策の大きな柱として位置付ける必要。
 - Ⅰ 同時に、未就園児の養育家庭等への支援を地域の子育て資源が担っていく中で、特に**0～2歳児への支援に強みを持つ保育所・保育士の役割を強化**。
- è **保育を必要とする家庭への保育を確実かつ質を伴う形で提供する体制を前提**としつつ、個々の保育所の強み・体制等を踏まえた役割分担の下で、他の子育て支援機関等とも連携・協働した上で、**多様な保育・子育て支援ニーズを地域全体で受け止める環境整備**を行う。
 - è これを支える各保育所の体制について、**保育士や保育士以外の子育て経験者等で役割分担しながら、他の関係機関と連携・協働していくため、各種事業等での支援や、給付や評価の在り方の見直し、そのための研修体系の構築など、総合的な取組を進めていく**。

具体的な取組内容

p 検討を速やかに開始すべきもの n 中長期的な課題

①人口減少地域等における保育所の在り方

- p 各市区町村が各保育所等の状況を踏まえた役割分担を整理・明確化し、持続可能な保育提供体制づくりを計画的に行う
- p 統廃合や規模の縮小、多機能化等の事例収集と展開
- p 人口減少地域で有効活用が期待される制度（公私連携型保育所、社会福祉連携推進法人等）に関する制度周知と多機能化のための改修費支援
- n 利用定員区分の適切な設定の周知と細分化等を含む公定価格の見直しの検討 等

③保育所・保育士による地域の子育て支援

- p 保育所の地域支援を促進するための情報提供の義務化
- p 地域の身近な相談先である「かかりつけ相談機関」を保育所が担うためのインセンティブ喚起
- p 他機関と連携して効果的に地域支援を行う保育所等の実践例の収集・共有、保護者相談への対応手引きの作成
- p 巡回支援事業等で保育経験者の活用による保育所の地域支援力向上
- n 人口減少地域に対応した地域支援の在り方の検討（主任保育士専任加算の要件見直し等） 等

②多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援

- p 子育て負担を軽減する目的（レス・イト・リフレック目的）での一時預かり事業の利用促進や施設見学・ならし預かり等を経た事前登録制度の構築
- p 保育所に通所していない児童を週1～2回程度預かるモデル事業やICT等を活用した急な預かりニーズへの対応
- p 保育所と児童発達支援との一体的な支援（インクルーシブ保育）を可能とするための規制の見直し
- n 一時預かり事業を通じた保護者への相談対応などの寄り添い型の支援の実施や、そのための職員研修の検討
- n 医療的ケア児、障害児、外国籍の児童等対応に係る研修の検討・推進 等

④保育士の確保・資質向上等

- p 中高生への周知や保育技術の見える化等、保育士の魅力発信
- p 各種研修の更なるオンライン化の推進
- p 休憩とは別に、物理的に子どもと離れ各種業務を行う時間（ノンコンタクトタイム）の確保と、そのためのスペース確保の改修費支援
- p 児童へのわいせつ行為で登録を取り消された者には、再登録の際、厳格な審査を求める等、教員と同等の保育士資格管理の厳格化
- n 公的価格評価検討委員会での議論等を踏まえた更なる処遇改善
- n へき地医療等も参考にした地域での保育士の定着支援の検討
- n 自己評価、第三者評価の実態把握と改善策の検討 等

地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会
取りまとめ

令和3年12月20日

<目次>

1. はじめに	3
2. 論点ごとの取り組むべき内容や今後の施策の方向性	5
(1) 人口減少地域等における保育所の在り方	5
取組に向けての検討を速やかに開始すべきもの	5
) 人口減少地域における保育の確保策	5
) 多機能化や他の機関との連携に対する支援	5
中長期的な課題として検討すべきもの又は今後の方向性に関するもの	6
) 保育所等の役割分担の整理・明確化	6
) 公定価格や新たな施策の展開等による支援の在り方	6
(2) 多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援	7
取組に向けての検討を速やかに開始すべきもの	7
) 一時預かり事業の利用促進	7
) 発達支援や配慮が必要な児童への支援	8
中長期的な課題として検討すべきもの又は今後の方向性に関するもの	8
) 一時預かり事業の利用促進	8
) 発達支援や配慮が必要な児童への支援	9
(3) 保育所・保育士等による地域の子育て支援	9
取組に向けての検討を速やかに開始すべきもの	9
) 保育所・保育士等による地域支援	9
中長期的な課題として検討すべきもの又は今後の方向性に関するもの	11
) 保育所・保育士等による地域支援	11
) 保育所保育指針の記載の拡充	11
(4) 保育士の確保・資質向上等	12
取組に向けての検討を速やかに開始すべきもの	12
) 保育士の確保方策	12
) 保育士等の資質向上	12
) 保育士資格の管理の厳格化等	13
中長期的な課題として検討すべきもの又は今後の方向性に関するもの	14

) 保育士の確保方策	14
) 保育士等の資質向上	15
3 . おわりに	16

1. はじめに

- 1 | これまでの国の保育政策は、都市部を中心とする待機児童問題への対応を主軸として、保育の量的拡充と保育の質の向上を両輪として進めてきた。
- 1 | 累次の国のプランにより保育の量的拡充に取り組んだ結果、令和3年4月時点の待機児童数は5,634人と過去最少となっており、また、8割超の市区町村では4月時点での待機児童はゼロとなっている。
- 1 | もちろん、一部の地域で量的拡充等の保育需要に応じた対策は引き続き必要であり、令和3年度からの「新子育て安心プラン」により着実に対応しているところであるが、人口減少地域¹を含む多くの地域にとっては、子どもの数だけでなく生産年齢人口も減少していく中で、いかにして小学校就学前の児童に良質な保育を提供し続けることができるのか、そのために重要な役割を果たす保育所²を地域社会のために欠かせない社会インフラとしてどのように維持していくのかが大きな課題となっており、国としても保育政策の大きな柱として位置付けていく必要がある。
- 1 | 一方、少子化社会の進展、核家族化、地域のつながりの希薄化等により、都市部ばかりか地方においても、特に保育所等を利用していない0～2歳児を中心として、いわゆる「未就園児」を養育する家庭が孤立し、地域の中で「孤育て」を強いられているケースが指摘されており、こうした家庭を対象とした地域の子育て家庭等への支援の必要性が高まっている。
- 1 | 折しも、政府において、子どもに関する様々な課題に総合的に対応するための新たな行政組織の創設と政策パッケージが検討されており、小学校就学前の教育と福祉の連携が課題の一つに挙げられている。保育所が、認定こども園、幼稚園とともに、地域における小学校就学前の保育・教育・子育て支援をどのように担い、子育て家庭を支えていくかが大きな課題となっている。
- 1 | 今後は、全国の地域において未就園児への地域子育て支援を充実していくことが必要となっているが、生産年齢人口の減少により支援の担い手が限られていることや、こうした課題を抱える家庭への支援ニーズが多様化していくことから、地域全体であらゆる子育て資源を活用するとともに、支援が単発で終わらずに、子育て支援機関が相互に連携するとともに時間軸的にも包括的に家庭をフォローするなど、「面」として

¹ 人口が市区町村全域で減少している場合や、市区町村の一部の地区のみで減少している場合を含む。また、今後、近い将来、人口減少が見込まれる市区町村や地域においても、本取りまとめにおいては、「人口減少地域」に該当するものとして考えていくことが必要である。

² この取りまとめにおける「保育所」は主に認可保育所（保育所型認定こども園を含む）を念頭に記載しているが、その記載の多くは、幼保連携型認定こども園や小規模保育事業についても当てはまるものと考えている。

の支援を継続的に行うことが求められている。

- Ⅰ こうした中で、従来から各市区町村に必ず存在し、かつ、保育のプロフェッショナルとして地域の小学校就学前の児童、特に0～2歳児を含めた乳幼児の発達支援と保護者支援等を担ってきた保育所と保育士が、こうした地域全体で子育て家庭を支えていく際に大きな役割を果たすことが期待されている。
- Ⅰ 他方で、保育所・保育士は、在園児の保育と保護者支援を担うのが本来の役割・業務であり、その役割を全うすることを前提としたうえで、在園児以外の地域子育て支援を担っていくためには、子育て経験者の活用も含めた保育所における保育士の業務負担を軽減していくための方策や、生涯働くことができる魅力ある職場づくりに向けた支援等を実施し、持続可能な形で地域の中で保育所の役割が果たせ、その力が発揮できるような体制づくりが必要である。
- Ⅰ こうした問題意識を背景に、本検討会では、今後の地域における保育所・保育士の在り方についての議論を積み重ねてきた。
- Ⅰ 今後の地域における保育所・保育士の在り方としては、全ての保育所・保育士に多様な保育・子育て支援ニーズを全て受け止めるような体制づくり・資質向上等を求めるのではなく、まずは、人口減少傾向にある中であっても、保育を必要とする家庭への保育を確実に、かつ、質が確保された形で提供できる体制づくりを大前提とした上で、認定こども園、幼稚園や地域子育て支援拠点事業、児童館などの地域の他の子育て関係機関とともに、個々の保育所の強みや体制等を踏まえた役割分担を明らかにしつつ、地域全体として、多様な保育・子育てニーズを受け止める環境整備を行う必要があると考えられる。
- Ⅰ 各保育所における支援体制づくりに当たっては、保育士や保育士以外の子育て経験者が役割分担をしながら、他の関係機関と連携・協働することが必要である。また、地域子育て支援の実践は、通常の保育とは異なる専門性を必要とされることも踏まえ、こうした取組を実践する保育所・保育士を、引き続き各種事業等で支援するとともに、給付や評価の在り方を見直し、そのための研修体系を構築するなど、総合的な取組を進めていくことが求められる。
- Ⅰ 本検討会の取りまとめとして、人口減少地域等における保育所の在り方、多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援、保育所・保育士等による地域の子育て支援、保育士の確保・資質向上等についての4つの論点に分けて議論を行ってきた。
- Ⅰ したがって、今回の取りまとめの策定に当たっても、具体的な取組の在り方や今後の施策の方向性を2.において、4つの論点ごとにまとめることとしている。

2. 論点ごとの取り組むべき内容や今後の施策の方向性

(1) 人口減少地域等における保育所の在り方

取組に向けての検討を速やかに開始すべきもの

) 人口減少地域における保育の確保策

人口減少地域においては、定員割れなどにより保育所の運営が困難になってきているが、引き続き保育所が地域を維持していく上で欠かせないインフラとして保育を提供し、子育て支援に役割を果たしていくことができるよう、公立保育所の位置付けも含め、地域の全ての公私立保育所の運営の在り方や、認定こども園、幼稚園を含めた子育て資源のそれぞれの機能、役割に着目した位置付けなどについて、各施設の特色を生かしつつ、利用者目線に立った上で整理・検討し、地方版子ども・子育て会議で議論するなど、保育所における持続可能な保育提供体制について、計画性をもって構築する必要がある。

例えば、公私連携型保育所は、保育所の設置・運営を民間に委託しつつも、市区町村の関与を一定維持するものであり、公立保育所の民営化を進める必要があると判断される場合に、市区町村が地域における保育の提供というインフラ的な役割を担い続けることができることから、市区町村が保育提供体制を構築するに当たっての選択肢の一つとなるものである。

また、今後施行が予定されている社会福祉連携推進法人についても、法人間の連携による人材確保や効率的な研修の実施等を図るため、地域での活用が期待される仕組みである。

これらの仕組みについて、効果的な活用に資するよう、国は、実施主体の選定方法など制度活用に至るプロセスも含めた実践例等について情報を収集し、各市区町村や関係者に積極的に活用を検討するよう、情報提供を行うべきである。

併せて、地域での保育所の運営の在り方の検討に資するよう、統廃合や規模の縮小事例を含め、地域における保育所運営の効率化に向けた取組等に関し、好事例はもちろん、取組に当たっての不安や戸惑いの声も含めて収集し、情報提供を行うべきである。

) 多機能化や他の機関との連携に対する支援

人口減少地域においては、児童の数や保育士を含む子育て支援の担い手が少なくなっており、人材確保の支援も引き続き重要であるが、保育所が在園児以外の地域の子育て家庭への支援や多様な保育ニーズへの対応などを担うことで、保育所を多機能化して、地域の子育て支援の中核的機関とするなど、地域の実情に応じて必要な機能を選択し、展開することについても真剣に検討すべき時期に来ている。

例えば、定員に余裕のある保育所において当該保育所に通所していない3歳未満児

を週1～2回程度一時預かり事業で預かることや、児童発達支援事業や子ども食堂の併設などの多機能化に関する実践、(3))に掲げるような他の子育て支援機関との連携や利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業などの活用といった地域支援の取組に関する事例などを収集し、必要に応じてモデル的に実施することなどにより、その展開に向けた検討を進めるべきである。

また、保育所が多機能化を図るために、例えば保育所がその空きスペースを活用し、子育て相談のためのスペースを設ける際の改修費を支援するなど、保育所が地域子育て支援を含む多機能化を実践するための施設整備に関する費用についても支援をすることが必要である。

中長期的な課題として検討すべきもの又は今後の方向性に関するもの

) 保育所等の役割分担の整理・明確化

人口減少下にある市区町村が、保育所や認定こども園、幼稚園や地域子育て支援拠点等との役割分担を各施設の特色を生かしつつ整理し、保育所における持続可能な保育提供体制を計画的に実施することが重要である。このための取組として、各市区町村が、地域の関係者との合意形成を図りながら、公私連携型保育所を活用することや人口減少地域への対応の計画を策定することを促し、こうした取組を進めるためのインセンティブについても合わせて考えていくこととするべきではないか。

) 公定価格や新たな施策の展開等による支援の在り方

地域における人口減少が進み、都市部における状況との差が大きくなる中で、保育所の機能を踏まえた支援の在り方について、公定価格を含め検討すべきである。

特に公定価格における利用定員の区分については、利用児童が減少している保育所の運営に支障が生じないように、その細分化を検討する必要がある。また、利用児童が減少した際に利用定員を適切に見直すことが必要であることについて改めて地方自治体に周知を行うなど、人口減少を踏まえた対応を進めるべきである。このうち、公定価格に関する見直しについては、早期実現に向けて、子ども・子育て会議における議論も踏まえ必要な財源の確保と合わせた検討を進めていくべきである。また、今後は、離島などの人口減少が著しい地域に特化した形での新たな支援について、令和3年度に実施している人口減少地域に関する調査研究を通じて把握される保育所等の支援ニーズ等も参考に、早期に検討のための準備を開始し、実現に向けた対策の検討を進める必要があるのではないかと。

そのほか、人口減少地域への支援を検討するに当たっては、市区町村の全域にわたって人口減少が著しい場合もあれば、市区町村全域ではなく、一部の地区に限り人口減少地域が存在している場合など、人口減少地域といっても様々な場合が含まれるため、幅をもった支援の検討が必要である点に留意が必要である。

(2) 多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援

取組に向けての検討を速やかに開始すべきもの

1) 一時預かり事業の利用促進

近年、虐待報告事例が増加しており、特に0～2歳児の虐待での死亡事例が数多く報告されているが、こうした児童を養育する家庭については、子育てについて誰にも相談できずに課題を家庭で抱え、地域の中で孤立した「孤育て」を強いられているケースなどが背景にあると指摘されている。

未就園児を養育する家庭が地域の子育て支援機関につながり、必要に応じて支援を受けることが重要になっている中で、保護者を一時的に子育てから解放し、肉体的にも精神的にも余裕を生み出す目的（レスパイト・リフレッシュ目的）での一時預かり事業の利用を促進することは、保護者自身のためだけでなく、通常保育所等を利用しないような家庭の状況を把握できる観点でも重要である。

また、3歳未満の未就園児の一時預かりの利用については、単に保護者の子育ての負担軽減だけではなく、普段は他の家庭の児童と交わる機会の少ない児童たちに、保育所等による集団生活の機会を通じて、他者とともに過ごし遊ぶことにより、人間関係や自我の芽生えを促す機会を提供するといった観点でも重要と考えられる。例えば人口減少地域において、定員に余裕のある保育所が当該保育所に通所していない児童を週1～2回程度預かるなど、モデル的な事業の実施についても検討すべきである。このような取組は、一時預かりの利用及び実施に当たって見通しが立てづらいという課題の解消にもつながるものと考えられる。

また、一時預かり事業については、現状、利用者、事業者双方にとって課題となっている「保育所等を普段利用していない児童を預かる困難さ」を軽減し、保護者や子どもが事前に施設見学やならし預かり、一時預かり事業と併設又は連携が行われている地域子育て支援拠点の利用や相談支援を受けること等により、保護者、事業者双方が相互理解した上で必要に応じて利用を開始するといった事前登録制度を構築することなどが考えられる。

さらに、急な一時預かりニーズへの対応として、市区町村が中心となってICT等を活用して直ぐに利用可能な一時預かり事業を確認・予約・利用できる仕組みを構築するなど、効率的な利用と受入れができるような利用環境の支援を行うことも有効と考えられる。

以上のような一時預かり事業の利用を促進するための取組を行うに当たって、一時預かり事業は、冠婚葬祭といった保護者の急な預かりニーズのみに対応しているのではなく、保護者や児童が地域につながる目的で利用でき、地域の中で共に子育てをするための気軽に利用できる支援策であることを、利用者だけでなく事業の実施

主体である市区町村職員へ周知することで、利用促進に向けた機運の醸成を図ることが有効と考えられる。

）発達支援や配慮が必要な児童への支援

医療的ケア児、障害児、外国籍の児童以外に配慮が必要な児童については必ずしもその状況が明らかではないため、実態を把握し、適切な支援を行うためにも、まずは現状について実態調査を行うべきである。また、その結果を踏まえ、既存の補助事業の内容の見直しを行うなど、適切な支援を行っていくことが必要である。

また、保育所が医療的ケア児、障害児、外国籍の児童等への保育を提供するに当たっては、多様な知識・経験や専門的な知見が必要なケースも多いことから、保育所への支援の仕組みをきめ細かに検討することが重要である。

例えば、医療的ケア児や障害児などの配慮が必要な児童については、保育所だけでは十分な支援を行うことができず、問題を抱え込んでしまうケースもあることから、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理職等のこうした児童への支援に専門的な知見を有する支援員が地域の保育所を巡回支援するなど、他の専門機関や専門職等と連携して支援ができるよう取り組むことが重要である。また、外国籍の児童を受け入れるための加配職員については、必ずしも保育士である必要はなく、例えば通訳や文化・慣習等に精通した方など、求められるニーズに応じた職員を適切に配置することができるような柔軟な仕組みとすることが必要である。加えて、発達支援や配慮が必要な児童への支援については、地域の医療機関や地方自治体の保健や福祉の担当部局との連携も考えられる。

今後の人口減少社会においては、多様なニーズに効率的・効果的に応えていくため、保育所の設備や職員を有効に活用することも重要であり、例えば児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）を見直し、児童発達支援との一体的な支援（インクルーシブ保育の実施）を認めるなど、必要な保育士や面積を確保することを前提に、園児の保育に支障が生じない場合には、職員の兼務や設備の共用を可能とするべきである。

中長期的な課題として検討すべきもの又は今後の方向性に関するもの

）一時預かり事業の利用促進

一時預かり事業は、冠婚葬祭といった保護者の急な預かりニーズに対応するだけでなく、レスパイト・リフレッシュ目的での利用により、保護者の子育てに関する負担を軽減し、特に3歳未満の未就園児を養育する家庭にとって、地域の子育て支援につながる最初の機会として積極的に活用することが有効と考えられる。

こうしたことを踏まえ、レスパイト・リフレッシュ目的での一時預かりの利用を促進することが、保育所による地域子育て支援の充実を図るためにも重要であるが、

単に児童の預かりの実施にとどまらず、児童の受渡し時等の保護者の様子などから必要に応じて相談の声がけを行い、アドバイスや適切な支援・サービスにつなげていくなど、寄り添い型の支援を行っていくことが重要と考えられる。

このため、地域子育て支援の観点からの一時預かり事業の職員が、こうした保護者の「異変」に気づくことができるような研修の実施など質の向上を図ることなども今後検討していくべきではないか。

また、一時預かりは、利用機会が限定的であるなど通常保育とは異なる点があることにも留意しつつ、児童の健やかな成長や発達にも資するものとなるよう、モデル的な事業等の実施も含め、一時預かりにおける効果的な実践事例の把握や、それに基づく児童への支援の在り方等も含め、「一時預かり事業」そのものの在り方についても検討すべきである。

）発達支援や配慮が必要な児童への支援

インクルーシブ保育を行うための基盤整備を行っていく中で、こうした保育所による児童の発達支援を推進していく観点から、障害児を受け入れる保育所が、例えば、療育支援加算などの仕組みを活用して地域住民の児童の発達支援を更に積極的に行うことができるような方策を検討していくことも考えられる。

また、多様なニーズを受け入れる上で、それぞれに求められるスキルや専門知識等が異なることから、職員への研修等の在り方についても引き続き検討・推進する必要がある。さらに、ニーズに応じて既にノウハウを蓄積している施設等との交流や当該施設の職員等による研修の機会を設けられるような支援についても今後具体的に進めていくことが必要である。

(3) 保育所・保育士等による地域の子育て支援

取組に向けての検討を速やかに開始すべきもの

）保育所・保育士等による地域支援

特に0～2歳の児童やその保護者については、保育所や認定こども園等に就園しておらず、孤立した子育てとなっていることも多い現状を踏まえ、地域の中で子育ての知見や経験を有する保育所による地域の子育て支援機能を強化し、保育所を利用する児童や保護者だけでなく、その地域に住む児童やその保護者、特に孤立した子育て家庭に寄り添い、必要に応じた助言等により各家庭の「子育て力」を高めることも含めた支援を行う枠組みを構築すべきである。

今般、保育所を含めた地域における子育て資源により、妊産婦、児童、保護者への支援の充実の必要性が指摘されているところ、特に、孤立した子育て家庭等が地域の身近な子育て資源に気軽につながり、相談できる機能として、地域住民に対して

子育てに関する相談・助言等の必要な支援を継続的に行う「かかりつけ相談機関」を整備していくことが検討されている。

こうした方向性の中で、保育所の多機能化を進め、地域子育て支援機能を充実させるため、地域住民への保育に関する情報提供について義務化するとともに、地域住民への相談・助言等をこれまで以上に積極的に取り組み「かかりつけ相談機関」として重要な役割を担っていくことができるよう、一時預かり事業や地域子育て支援拠点事業の併設・活用も含め、インセンティブ喚起策を検討すべきである。また、保育の現場で働く職員が納得感をもって地域支援に取り組むことができるよう、こうした役割を保育所が担っていく趣旨や意義について、発信していくことも重要である。

このうち、地域や保護者に対する情報発信については、「ここ de サーチ」等の活用も含め地域や保護者に対する ICT 等を活用した啓発・情報提供を積極的に実施し、また、子育て支援機関とのつながりがない保護者に対しては、気軽にかかりつけ相談機関等を訪れてもらえるよう、SNS 等を活用してアプローチを行うことが必要である。

また、情報提供に当たっては、保育所の保育情報だけでなく、保育において重視していることや特色ある取組、また子どもの育ちや内面の理解に基づき一人一人の状況に即した援助方法といった保育士の有する保育技術を見える化することも含め保護者にとって必要な地域の子育て支援に関する情報なども合わせて提供することが望ましく、また、できるだけ分かりやすい形で提供されることが重要である。

「ここ de サーチ」についても、更なる記載の充実について、市区町村とも協働しながら進める必要がある。

さらに、かかりつけ相談機関や一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業など、未就園児を養育するに当たって有効な取組については、出産や子育てにかかる様々な機会を捉えて、引き続き、周知を行い、制度に対する認知を促していく。

相談・助言等については、現在も様々な形で実践が行われており、例えば地域支援に積極的な保育所では、保育所に地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業を併設し、事業として専門的に地域子育て支援を実施している場合や、保育所に勤務する保育士が養育支援訪問事業を行うなど、保育所や保育所に勤務する保育士を効果的に活用したり上手く連携したりしながら地域子育て支援に取り組んでいる。

一方、こうした地域支援は、保育所の場や保育所に勤務する保育士だけが担うものではなく、他の地域資源との連携を取りながら、実施していくことが効果的なケースがある。また、こうした連携を有効に機能させるためには、市区町村が適切に調整することも必要である。

国は、都道府県や市区町村、関係機関との連携が促進されるよう、例えば、保育所が子育て支援に関する NPO 法人や医療機関や母子保健関係機関、保育士養成校、学校を含む教育機関等の他の専門支援機関、児童相談所等の行政などと連携や情報共有等を効果的に行っている事例や、保育所で子ども食堂など異業種の事業や実践を協働して行っている実施例、放課後児童クラブと併設することなどにより、子どもが成長する姿をイメージしながら異年齢交流している事例、こうした連携を促す市区町村自身の取組例など、(1) の多機能化に関する事例と合わせ、地域支援に関する事例を収集・共有し、更にはその取組が促進されるような支援について検討することが必要である。

一方で、保育所によっては、地域子育て支援や日々の保護者との向き合い方について、対応のノウハウが蓄積されていないケースも考えられる。

このため、保育所が保護者からの相談時に効果的な対応ができるようにするため、保育所における保護者対応等の実態調査を行うとともに、対応に当たっての手引きの作成等について検討すべきである。

また、巡回支援事業等で園長経験者などの保育経験者を活用することなどにより、こうした保育所を支援し、地域支援力を向上していくことも考えられる。

中長期的な課題として検討すべきもの又は今後の方向性に関するもの

）保育所・保育士等による地域支援

上記の子育て支援機能の強化に当たっての財政的な支援について、公定価格上の既存の評価の仕組みである主任保育士専任加算については、例えば人口減少地域では、乳児の数が少ない、あるいは年によっては乳児がそもそも誕生していないなど、要件の充足が困難となっていることを踏まえ、その要件の在り方について、見直しを行うことや、人口減少地域においても柔軟に地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業などの各種事業に取り組めるような事業の在り方について、早期実現に向けて必要な財源の確保とともに検討することが必要である。

また、こうした地域支援の取組に当たっては、多忙である場合も多い主任保育士だけでなく、副主任保育士等により対応していくことや、潜在保育士や高齢者なども含め多様な人材の協力を得て、役割分担を図りながら、地域支援の担い手の確保を進めていくことも考えられる。具体的な担い手としては、短時間勤務の保育士や一定程度の研修を受講した保育補助者、あるいは、児童の散歩の見守りなどを行う保育支援者やボランティアなどが考えられる。

）保育所保育指針の記載の拡充

今後の地域社会において、保育所における地域支援がますます重要となる中で、保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）についても、こうした背景を

踏まえた記載とすることが必要であると考えられる。

このため、次回の保育所保育指針の改定に際しては、保育所による地域の子育て支援を進めるため、今般の見直しの内容や保育所保育指針解説の内容を踏まえ、保育所保育の専門性を生かした支援の在り方や関係機関等との連携の在り方を含め、保育所保育指針の記載を拡充すべきである。

その際、保育所・保育士の専門性を整理したうえで、地域の子育て支援に必要な専門性の向上や、それに係る研修体系の構築についても併せて検討すべきである。

(4) 保育士の確保・資質向上等

取組に向けての検討を速やかに開始すべきもの

) 保育士の確保方策

令和3年度から令和6年度末までの「新子育て安心プラン」では、4年間で新たに2.5万人の保育士の確保が必要となっている。

保育所等に従事する保育士の数は、ここ数年は平均で毎年約2万人ずつ増加しているが、給料が安い、仕事量が多いなどの理由により職場定着率が必ずしも高いとは言えず、引き続き保育士の確保は重要な課題である。

したがって、新規資格取得者向けの支援、職場での定着支援、再就職者への支援として行ってきた各種支援に加え、保育士の職業としての魅力発信・創造に向けた取組を着実に実施することが必要である。

例えば、保育士の職業としての魅力や保育所が生涯働くことができる職場であることを発信・創造するため、中高校生など学生段階から保育に関する周知広報を行っていくことや、子どもの育ちや内面の理解に基づき一人一人の状況に即した援助方法といった保育士の有する保育技術を見える化し、地域住民や学校関係者等に提供していくことなどによる情報発信や、労務管理やメンタルサポートに関する専門家からの支援による保育所における働き方改革の推進などが必要である。

) 保育士等の資質向上

全ての保育を必要とする児童・家庭が、良質な保育を受けられるよう、保育士の資質向上に向けた取組は、保育士の需給状況にかかわらず引き続き重要である。

保育に関する各種研修については、実習に馴染むものを除き、保育士一人一人が地理的な事情や就労状況にとらわれない形で実施することを可能にするオンラインでの研修を促進していくことが重要である。

また、休憩時間とは別に、物理的に子どもと離れ、各種業務を行う時間(ノンコンタクトタイム)の確保は、保育の振り返りや日常的な保育の記録や計画策定、教材研究等に充てる観点から重要である。このため、ICTを活用した周辺業務の効率化、

保育補助者や周辺業務を担う保育支援者等の活用などにより、業務負担軽減を進めるとともに、保育士どうして振り返り等を行うスペースの確保のために必要な改修等への支援について検討すべきである。

今般、保育所・保育士が地域子育て支援において、その強みを活かした役割を果たしていくことが期待されている。

もっとも、保育所の本分は、保育の必要性を有する児童へ良質な保育を提供することであるところ、こうした本来目的を果たしていく中で、保育士の過重な負担にならないよう、全ての保育所・保育士にその役割を求めるのではなく、地域子育て支援に意欲的な保育所を評価し、支援していくことや、現在は地域子育て支援を行っていない保育所・保育士の今後の展開の後押しができるような環境整備を行うことが重要である。

例えば、巡回支援事業等を活用した地域の保育所や認定こども園、地域子育て支援拠点事業等の職員と専門家が情報共有や学び合いをするための機会の創出や、各保育所が積極的にかかりつけ相談機能を担うための方策を検討すべきである。

）保育士資格の管理の厳格化等

近年、児童と接する業務に従事する者が、児童に対してわいせつ行為を行う事案や保育所で預かる児童の所在確認を適切に行っていなかった結果として死亡につながった事案といった悪質な事案が発生している。

こうした保育所・保育士の信用を傷つけるような事案の発生は、保育所・保育士の信頼を損なっている虞があることから、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準や保育所保育指針について、特に直近の指導監査で問題のあった保育所や新規開設保育所等を中心に、都道府県等による指導監査を通じて履行確保していくことが必要である。

また、保育士の資格管理に当たっては、登録を取り消された保育士の保育士証の返還事務を確実に行うことや、保育所等において保育士を雇用又は任用する際に原本の保育士証による確認を行うことが求められる。

こうした取組の徹底により、保育所・保育士としての最低限の質の確保を行っていくことが重要である。

児童の保育を行うことを業としている保育士において、児童に対しわいせつ行為を行うことは、被害に遭った児童の心身を直接的又は事後的に著しく傷つけることに加え、保護者が安心して児童を預けられなくなるものであること、さらに言えば「保育士」という国家資格に対する国民の信頼性を損ねる虞があることから、とりわけあってはならないものである。

保育士と同様に児童に接することを業とする教員においては、教育職員等による

児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）等により、資格管理の厳格化を行っているところ、保育士についても同等の措置を講ずるべきである。

具体的には、教員と同様の仕組みとして、保育士が登録を取り消された後の再登録禁止期間の延長、登録取消事由に刑事罰の有無にかかわらず児童にわいせつ行為を行った場合を追加、児童へのわいせつ行為により保育士の登録を取り消された者の再登録を制限するための審査制の導入、児童へのわいせつ行為により保育士の登録を取り消された者の情報を把握する仕組みの創設などの取組の実施に向けて、早急に制度改正等による既存の仕組みの見直し（別紙参照）を行う必要がある。

また、児童にわいせつ行為を行ったことにより保育士の登録を取り消された者の再登録の審査に当たっては、専門家のチェック機能を担保するなど、的確にその資質を判断できるような体制を構築すべきである。なお、厳格な審査を経て再登録が認められた者が、再び保育所で勤務する際には、当該保育士、同僚保育士等の双方が円滑に保育を行い、保育を受ける子どもの健やかな成長・発達等が確保されるような職場環境となるよう配慮が必要である。

こうした制度的な対応に加え、保育士による児童へのわいせつ行為を未然に防止し、児童の人権を守るための取組として、児童に対して、自分が知らない間に被害者となっていることがないように、わかりやすい形での啓発活動を行うことや、保育所全体で保育士やそれ以外の職員も含めた形での研修の実施を検討すべきである。また、児童へのわいせつ行為を含む不適切な保育が行われないよう、「不適切な保育に関する対応について」（令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）なども参考に、不適切な保育の未然防止等について適切に対応していく必要がある。

中長期的な課題として検討すべきもの又は今後の方向性に関するもの

）保育士の確保方策

保育士の確保に当たり、依然として平均の賃金月額との間で差があることから、職業としての魅力を高めるためにも、保育士の処遇改善について、今般の経済対策で決定された当面の措置を着実に実施するとともに、今後、政府の公的価格評価検討委員会での議論を踏まえた更なる処遇改善の措置をできる限り早期に着実に実施することが必要である。

一方、特に人口減少地域においては、地元出身者が地元の保育士養成校等を卒業したとしても、都市部に就職先を求めるケースや都市部の保育士養成校等に入学し、そのまま都市部の保育所に就職するケースも見られる。

このようなケースにおいて、地元出身者が地元の保育所に就職するインセンティブ

を喚起するため、へき地医療など他の分野での取組なども参考に、修学資金貸付事業の見直しや、地域の保育士養成校と連携して、卒業生が当該地域の保育所に就職し、定着することを支援する方策、いわば地域枠の保育士という仕組みなどについて検討することも考えられる。

あるいは、今後、社会福祉連携推進法人の仕組みや法人内連携などにより、研修を充実していくことや、保育士がへき地等に任期付きで赴任する仕組みなどについて、Uターン、Iターン等の地方創生に関する施策とも組み合わせながら検討していくことなども考えられる。

上記のように、今後の保育士確保方策については、これまでのような待機児童対策への対応としての都市部への支援だけでなく、人口減少地域での保育士の確保に向けた支援についても、更に充実する方向性で施策を検討すべきである。

また、人口減少地域を含め、今後は保育士、特にフルタイムで働く保育士を確保することが困難となる中で、保育補助者の活用や、高齢者を含む地域の子育て経験者の更なる活用により、地域全体で保育の提供を支えていくことが求められる。

この際、資格職である保育士の専門性を踏まえ、役割分担は明らかにする必要があるものの、例えば、地域住民への相談・助言といった地域支援については、再就職した保育士などにおいて行うことも可能であると考えられる。

このように、保育所における役割分担を行った上で、様々な人材が活躍できるような環境整備、ロールモデルの構築を行うことで、地域における保育を多くの人材でまかなう体制づくりを事例の展開などにより確保していくべきである。

）保育士等の資質向上

保育所における自己評価、第三者評価については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準により、前者は義務化、後者は努力義務化がなされているところであるが、一定の保育所においては実施されておらず、また、評価結果の公表が進んでいない現状がある。

特に第三者評価については、実施に当たり、その評価が保育所における保育実践の振り返りと見直し・改善といった、保育の質の向上に結びついていないという指摘があるなど、必ずしも取組の効果が有効に発現しているとは言えないと考えられる。また、保育の質の向上を図るとともに、今後保育所がより地域に開かれたものとなっていく上で、保護者や地域の多様な関係者が評価に関わり、保育所と対話を重ね互いに子どもや保育について様々な気づきを得ることや、理解を深め、地域に根ざした保育所としていくことも重要である。

こうした状況を踏まえ、自己評価（関係者の関与を含む）第三者評価の実施及び公表が効果的に行われるための方策について、実態を把握した上で、その改善策につ

いて検討すべきである。

また、地域子育て支援において、保育所・保育士がその強みを活かして役割を果たしていくためには、研修や保育士養成課程における資質の向上策が考えられる。

本検討会では、地域子育て支援やソーシャルワークに関する研修内容や保育士養成課程での演習科目等の充実により、こうした方向性を強化していくべきとの意見もあったが、一方で学生、保育士、保育士養成校等の負担を検討すべきという意見や、保育所で働く保育士としての役割を明らかにした上で、資格制度の見直しと合わせて検討がなされるべきとの意見もあった。地域における保育所、保育士、学生、保育士養成校等の実情を考慮した上で、保育士や保育補助者等も含め必要な者に必要な質向上のための研修等の機会が確保されることも含め、養成や研修の在り方について総合的な検討が必要である。

研修の機会の確保に当たっては、保育士等の業務状況等を踏まえ、オンライン化により実施することなども含め、保育士等が無理なく受講できるような環境を整備するなど実効性のあるものとなるよう努める必要がある。

以上を含む保育の質向上に関する取組については、「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」の議論の取りまとめ（令和2年6月）等も踏まえ実施していくべきである。

なお、前項の保育士の確保方策と合わせ、次回の保育所保育指針の改定に当たっては、今回の検討会での議論や子ども目線での行政の在り方に関する検討の結果等を踏まえ、地域子育て支援に関する記載を充実していくことや、認定こども園、幼稚園の要領や研修内容等の更なる整合性を図ることや相互交流も含めた研修機会の確保などにより、一定以上の保育の質を確保できる体制づくりを推進していくことが必要である。

3. おわりに

- 1 政府に対しては、今後の保育政策を検討するに当たって、2. で示した論点ごとの内容やその方向性を踏まえて施策展開することを求めたい。
- 1 各論点の課題を解決・実現するためにも、現行の職員配置基準と実態との検証・評価と見直しなど、保育所の円滑な運営に当たって従来から指摘されてきた課題について、検討する必要がある点に留意すべきである。
- 1 国は、この取りまとめの趣旨や方向性等について、地方自治体を含む保育関係者、あるいは広く一般に対し、研修や説明会などの機会を捉えて広く情報発信を進めるとともに、この取りまとめを受けて今後実施する情報提供や調査等については、その内容をわかりやすく地方自治体を含む保育関係者に提供していく必要がある。

- Ⅰ また、これらの取組に当たって、保育や子育て支援の実施主体である市区町村の役割が重要であることは言うまでもないが、都道府県においても、各市区町村の状況に応じて情報提供や事例の共有、助言・支援などを行うことが重要である。
- Ⅰ さらに、この取りまとめは、養護と教育を一体的に提供する保育所における取組等を念頭においたものであるが、認定こども園や地域子ども・子育て支援事業の施策の検討に資するものが多く含まれており、これらの関係者に広く共有されることを求めたい。

児童にわいせつ行為を行った保育士に対する資格管理の厳格化 に関する具体的な措置

- ① 保育士が登録を取り消された後の再登録禁止期間の延長
- ・ 現行制度において、保育士の欠格事由における登録禁止期間については、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えた後等から起算して2年間となっているなど、事由の如何にかかわらず一律2年となっている。
 - ・ 保育士の資格に対する信用や業務の適切な遂行をより高度に確保する観点から、保育士の登録禁止期間を、禁錮以上の刑に処せられた場合は期限を設けず、それ以外の場合は3年に見直す。
 - ※ 禁錮以上の刑に処せられた場合の登録禁止期間について期限を設けないこととしても、教員の場合と同様、刑法における刑の消滅規定の適用は受けることから、刑の執行を終了し、罰金以上の刑に処せられないで10年を経過したときは、刑の言渡しは効力を失うため、保育士の登録は可能となる。
- ② 登録取消事由に刑事罰の有無にかかわらず児童にわいせつ行為を行った場合を追加
- ・ 現行制度において、児童にわいせつ行為を行った保育士については、禁錮以上の刑に処せられた場合や、児童福祉関係法の規定により罰金の刑に処せられた場合に該当すれば、登録を取り消さなければならないこととされている。
 - ・ 一方、わいせつ行為には刑に処せられる場合以外にも様々な態様があることから、保育士資格を有する者の適性を確保するため、刑事罰の有無にかかわらず児童にわいせつ行為を行った場合は保育士の登録を取り消さなければならないこととする。
- ③ 児童へのわいせつ行為により保育士の登録を取り消された者の再登録を制限するための審査制の導入
- ・ 現行制度において、再登録禁止期間後に再び保育士の登録を行うことは可能であるが、取消事由の如何にかかわらず、その適格性等を確認する仕組みは担保されていない。
 - ・ このため、児童へのわいせつ行為により保育士の登録を取り消された者については、その後の事情により再び保育士の登録を行うのが適当であると認められる場合に限り、再び保育士の登録を行うことができることとする。
 - ・ その際、都道府県においては、新たに設置する審査会か、既存の都道府県児童福祉審議会において、再登録の可否について審査し、その意見を聴いた上で判断する。

④ 児童へのわいせつ行為により保育士の登録を取り消された者の情報を把握する仕組みの創設

- ・ 現行制度において、児童へのわいせつ行為により登録を取り消された者の情報を集約し、把握するスキームはない。
- ・ 国において児童へのわいせつ行為により保育士の登録を取り消された者の情報が登録されたデータベースを整備するなど、児童へのわいせつ行為を行った保育士の情報を、保育士を雇用する者等が把握できるような仕組みを構築する。

※ 情報を把握できる者の範囲やデータベースの利用目的の制限の在り方（保育所で保育士として雇用する場合に限る等）は、教員の取扱いや個人情報保護等の観点から、慎重に検討する。